

令和 7 年度第 1 回小牧市学校給食アレルギー対応委員会会議録

- 1 開催日時 令和 7 年 5 月 1 2 日(月)
午後 2 時 3 0 分～午後 3 時 4 0 分
- 2 開催場所 小牧市役所東庁舎 4 階本会議用控室
- 3 出席委員 楠 詩帆 後藤美千子 丹羽敦子 兼子由起代
佐藤真澄 田中秀典 川出潤一郎 森木幸一（8 名）
- 4 欠席委員 なし
- 5 議題 (1)小牧市学校給食アレルギー対応基本方針の検討
(2)アレルギー対応諸規定の見直し
- 6 会議資料 (1)小牧市立小中学校の学校給食における食物アレルギー
対応の基本方針（案）
(2)諸規定（案）

7 議事内容

事務局からの説明

- ・学校給食が児童及び生徒の心身の健全な発達に資することを踏まえ、市立小中学校の学校給食における食物アレルギー対応について検討するため、小牧市学校給食食物アレルギー対応委員会設置要綱により令和 7 年 4 月 1 日に設置
- ・学校給食食物アレルギー基本方針に関すること。基本方針にかかる諸規定に関すること。その他学校給食における食物アレルギー対応に関することを所掌し医師、保健所職員、消防本部職員など専門的知見を有する委員 8 名以内で組織し、年 2 回の開催を基本。
- ・本委員会は諮問機関ではない。市教育委員会は、委員から意見など内容を考慮し、後日、対応や決定を行う。
- ・委員会は公開、後日、会議録をホームページにて公開

学校教育課長あいさつ

委嘱状交付

委員自己紹介

委員長及び副委員長の選任

- ・設置要綱により委員の互選により、委員長に 楠詩帆委員、副委員長に後藤美千子委員を選出

委員長あいさつ

事務局から連絡事項

- ・学校給食における食物アレルギー対応状況の説明

令和6年度の市内25校のアレルギー対応状況の資料を提示

令和6年度児童生徒数11,538人のうち、詳細な献立表配布が383人で全体に占める割合は3.3%。牛乳の代わりに豆乳提供が36人で0.3%。除去食対応は卵と乳のみで、卵除去食が55人で0.5%。乳除去食が30人で0.3%。エピペン保管が99人で0.9%。

- ・現在、小中学校単位でアレルギー対応委員会を設置

市の基本方針が未整理であるため、市教育委員会で基本方針を定め、諸規定の見直しを行うことで、統一对応をし、アレルギー対応の充実・強化を図る

議題

(1)小牧市学校給食アレルギー対応基本方針の検討

事務局より説明

アレルギー対応の概要について説明

- ・公益財団法人日本学校保健会の「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」、文部科学省の「学校給食における食物アレルギー対応指針」、愛知県教育委員会の「学校における食物アレルギー対応の手引」に基づき、対応
- ・対応の原則は、食物アレルギーを有する児童生徒にも給食を提供。安全性を最優先。食物アレルギー対応委員会等により組織的に行う。
- ・市教育委員会は食物アレルギー対応について、一定の方針を示し各学校の取組を支援
- ・令和6年度に基本方針の素案を作成、市の実情を確認しながら打合せを重ね、基本方針案を作成
- ・令和8年度から基本方針に基づく対応を開始

基本方針の説明

- ・基本方針は、国の指針・県の指針に沿って作成。市独自の内容も含む。
- ・ユニバーサル給食は、28品目を除き年3回提供に努める。
- ・アレルギー除去食は、施設面等の制約があり卵・乳とする。
- ・飲用牛乳の代替食として調整豆乳を提供
- ・アレルギー除去食を喫食する児童生徒は、除去食提供日におかわりを禁止。学校でアレルギー対応を行う児童生徒の無配膳対応を

行う日は、当日の給食でおかわりを禁止

・ヒヤリハットについても、学校から市教委への報告に追加
委員からの質問等

丹羽委員 基本方針(案)のP8に生の果物を原因としたアレルギー症状がある場合は、それを含む料理すべてを給食では提供しません。となっていますが、同じ基本方針(案)P5には実際の対応について学校生活管理指導表に基づくことを徹底するとあります。例えば、学校生活管理指導表に生でなければ食べてよいと記載がある場合、リンゴはカレーのルーなどに入っていますので、食べることができなくなるのはどうか。

田中委員 補足させてください。該当するのは口腔アレルギー症候群という病気で、食物アレルギーのひとつで、口とか喉の症状だけで終わる果物、野菜がある。花粉症で、色々な種類の花粉があるが、果物、野菜はアレルギー的に構造が似ているので、花粉症経由で果物が食べられなくなるという病気。一般的には軽症のことが多く、生だと症状出るけれども、加熱やシロップ漬けで、大丈夫なことが多い。例えばトマトだとリンゴよりももっと深刻で、ソースだとかケチャップとかが全部だめになってしまう。病気の本質を踏まえた上で、僕らは書いている。学校生活管理指導表で一番大事なのは、その他の配慮・管理事項の箇所が、僕らが一番書く肝で、いろいろ補足して、その子に合ったアレンジをすると考えている。この一文通りとしてしますと、実際に本当に現場では困るし、僕らの書きようがないかなと考えます。

兼子委員 自己除去対応は不可と書いてある。例えば、リンゴにアレルギーがあり、少し口がかゆくなる程度だから食べてはダメとまで言われてない児童生徒の保護者が、リンゴパンを止めて別のものを持参させることは、学校として、管理の対象ではないか。自分で管理するから対応を希望しませんとなった時に、学校現場としてはどう対応すべきなのか。

対応を希望されない場合、学校として関与しなくてよい

のかが懸念される。

生の果物は要対応と学校生活管理指導表に記載があっても、生の果物はほぼ給食に出ない。見ればわかるので対応は不要という場合もある。

田中委員

アレルギー学会に研修みたいなものがあり、話題になっている。学校生活管理指導表の扱いの大原則は、保護者が、学校給食や何らかに関与・介入を希望した場合に、医師が書き、学校に渡すっていうのが大原則。学校が給食で止めたいから書いてもらうのは、原則から外れる。保護者が介入不要と言われた場合には、僕らは書く必要はないし、学校側もその対応をしなくてもよいということになるのが原則になると思う。僕らのメッセージは学校生活管理指導表を書くしか出せない。それから、わかりにくい話かもしれませんが、豆乳アレルギーは、大豆は大丈夫です。煮豆とかも大丈夫。納豆・揚げだとか食べられる。そういう人も本当にいる。学校生活管理指導表に割と詳しく記載しているが、その中に好き嫌いが含まれてきたりすると学校現場が混乱しているのかなと思う。

楠委員長

調理法っていうか、それによって食べられたり食べられなかったり…。

田中委員

匂いがするからだとか、白い色、黄色い色は連想するから嫌とか、結構ある。話を聞いていると、この子は好き嫌いだろうなって思うこともある。例えばヨーグルトと牛乳でヨーグルト食べられる人は、ほとんど同量の牛乳が飲める。でも実際にはヨーグルトはほとんど生で、だから大丈夫で、同量の牛乳飲めるものですが、本人全然飲まないものだから、まあ仕方なく書いている。それは多分飲み慣れないから、嫌いになってしまったからです。

佐藤委員

栄養教諭としては、加工品を給食に使用する場合は、原材料の配合表を取り寄せて、それを詳細な献立表として情報を提供している。詳細な献立表の表記方法も大変悩みで、愛知県の手引きでは、献立料理名ごとに 28 品目

のアレルゲンが入っているか入っていないかの○か×かという、二者択一の詳細な献立表を参考例としていますが、小牧市では原材料を分解して表記し、アレルギー物質の欄から、乳のアレルギーなら乳（■）が記されたものはすべて食べないというような判断をしてもらうための資料を作成しています。例えば果物は、リンゴ、オレンジ等もアレルギー物質欄に表記することになります。それが加熱されているか生なのかっていうのは、現在、表示されていません。常識的な判断と言われれば、カレーの中に入っているチャツネのリンゴは、加熱されていると判断はできるかもしれません。

先ほど田中先生が、シロップ漬けの果物は大丈夫とおっしゃられたのですが、例えばその果物の製品によっては、レトルト・殺菌処理など、温度や時間帯が違いますが、基本シロップ漬けやレトルト品加工品などの果物に関しては完全にもう加熱されているという捉え方でのろしいですか。

田中委員 加熱ではなくてシロップ漬けにすることで、含まれているタンパクが変性する。それで起きにくくなるって言われている。

佐藤委員 それが 100%大丈夫か、もし加熱と生かで見分けられるように表記するとなった時に、栄養教諭としては、どこまでの加熱でアレルゲンがなくなるかというところまでは、根拠がないと記せないなので、県の手引きのように、アレルギー物質の有無しか、詳細な献立表での情報を提供することができない。もし生はだめだけど加熱はOKという方に、この詳細な献立表で判断していただく時は、これ以上の情報がないので、そこは本当に保護者、学校判断になってしまうというところが、栄養教諭としては安全性の担保が難しいと感じている。

田中委員 食品によってきちんとデータが取れているものと取れてないものがある。例えば卵は何分加熱すればアレルギーの力が落ちるっていうデータがはっきりある。先ほどのリンゴの話で言うと、リンゴジャムは煮詰めている。

焼きリンゴがどの程度かというところ、口腔アレルギー症候群は割と簡単に熱で失活する。口の中で症状が出るけど、胃の中に行くと胃酸で分解されるので、それ以上の症状が出ないと言われている。かなり果物については、口腔アレルギー症候群の話だけで言うと、おそらく大丈夫なわけです。ただ、データを出せないが実際問題、僕らが患者さん見ていて、アナフィラキシーに稀になるとは言われていますが、そんなに多くはなくて、稀というのを気にしてやると、安全策で、全部なしということになってしまうと思う。指針としては、なるべく多くの子にちゃんと提供してあげたいという方針でもありますよね。

勝山課長 今日この場で、これ削りましようとかいうことは、考えていない。皆様方のご意見いただいた上で、教育委員会事務局で決定していきたい。

後藤委員 ここに書かれている野菜についても、生はだめで提供できないという方針が出ているのですが、野菜については、給食では加熱をするというのが原則になっていると思います。どのぐらい加熱したら安全かということをお聞きして、指針が出ているという理解でよろしいですか。今の方針としては、加熱してあることが前提である給食で野菜も提供しませんということについては、安全性としては加熱してあっても分からないということからということなのですか。

加熱した野菜でも、生の野菜にアレルギーがある場合は提供しないという方針ですよね。

楠委員長 生の果物、野菜のアレルギーとなる場合、果物、野菜すべて提供しないというような捉えになってしまうと、食べるものなくなってしまう。

田中委員 例えば、食中毒の予防という観点からすると、生野菜、生卵は出ないと思いますが。実際には給食で生が出なくてゆでた野菜ですよね。

勝山課長 そのとおりです。

田中委員 野菜については、わざわざ書かなくても良いという気も

するのですが。ただ、生の果物が出てくるかもしれないですね。

後藤委員 対応してほしいと言っている児童生徒が前提だから…。
田中委員 対応することが前提だと、やはり自己除去は難しいか。
楠委員長 安全面に気を付けてとは思いますが、すべてがすべて、自己除去がだめだというわけではないということですよね。

後藤委員 対応されなくてよいという人については、実質そうなっている。そういう場合もあるということです。
楠委員長 その他についてご質問等ありましたら。

兼子委員 9頁のヒヤリハット報告についてなのですが、危険事例は、必ず市教委に報告しているのですが、ヒヤリハットをどのようなのを想定したら、教えていただきたい。

勝山課長 改めて学校には通知させていただく予定です。

楠委員長 他市町の事例を参考に、今後、示されるということですので、よろしくお願いします。

(1) については意見が尽くしたのかなと思いますので、今後、教育委員会の方でその方針を決めていただきますようお願いいたします。次に、(2)のアレルギー対応としての要求については、事務局から説明をお願いします。

(2) アレルギー対応諸規定の見直し

事務局より説明

- ・基本方針を要約した資料を新たに作成し、保護者等への説明に使用
- ・アレルギー対応にあたり使用する各書式を整理・統廃合
- ・アレルギー対応申請は、医師が所定の項目を記載した学校生活管理指導表、保護者が記入した家庭における除去状況書の添付を必須とする。
- ・給食で食べられないものがある場合、保護者による食物アレルギー対応確認表に統一
- ・食物アレルギー対応が必要な児童生徒は、献立表に加えて詳細な献立表を配布
- ・アレルギー対応をやめる場合は、医師の署名のある解除申請書を

提出

- ・委員のご意見等を受けまして修正等を行い、今年度2学期開始までに要綱を修正し、基本方針とともに令和7年10月以降の令和8年度新小学1年生の就学時健診から、新ルールで対応
- ・各学校にアレルギー対応委員会が設置され、児童生徒が在学する学校にて具体的に実施されることから、対応申請後の保護者面談・対応の可否は学校にて実施
- ・除去食提供は、学校から給食センターに依頼し、市教育委員会が保護者及び学校に対し除去食提供通知を行う。
- ・一連のスケジュールを現行より早めて対応を行う。

丹羽委員 今年度の就学時健診の時に、配布するということですか。

小川主幹 まだ、決まっておりませんが、ご意見いただいた上で、配布できればしたいと思っています。

丹羽委員 令和8年度の4月から対応が変わるというお話でしたね。

勝山課長 就学時健診の時にこれを配布した方が良いでしょうか。

丹羽委員 フローチャート、流れが確認できた方が良いのかなという思いはあります。

勝山課長 保護者の人たちも理解していただけるということであれば、出すようにします。

丹羽委員 在校生は中学校も含めて全員には配布しますか。
今現在対応している人はもちろんあった方がよいと思います。中には対応が変わってしまう子もいるかもしれないので。

勝山課長 今対応している児童生徒と、新1年生で対応しなければならない児童については、通知差し上げるようにします。

楠委員長 中学1年生も結構ギリギリですね。入学してから給食始まるまでが短いので。小学校との連携っていうのが大事ですね。

田中委員 学校生活管理指導表のことをお願いします。食物アレルギーの記載については、数年前から、子ども医療で自己負担がなくなっています。自己負担が生じないの

は、食物アレルギーの記載だけと周知していただければ。あと一番最後の頁の解除の部分ですね。年度代わりの時に新しい学校生活管理指導表を書くものですから。除去解除になるにしても、多分年度替わりです。新しい学年になった時に卵が食べられるようになったとか。年度の途中からは出てこないと思うのです。

勝山課長 市民病院の医事課の職員に確認し、診療情報提供ではなく、文書料をもらうことになると思いますという話を聞いています。

田中委員 学校生活管理指導表は毎年書くので、9年間書き続けなきゃいけない多くのアレルギーを持っている子だと1個解除される毎に、文書料を取られ負担になる。解除できるのは、年齢的にも就学前が多い。保育園、幼稚園の子たちは卵、牛乳は8割入学までに治るものですから。残りの2割は卵、牛乳、小麦は小学校まで持ち越して治る子が圧倒的に少ない。幼稚園の子たちは結構劇的に変わっていくので、これが小中学校で、普通だとなると、多分幼稚園、保育園にも影響してきます。

勝山課長 確認させていただいた上で、医師の署名が特に必要ないのであれば検討したいと思います。

後藤委員 除去食の提供の中止、豆乳の提供の中止の時だけ、学校内の無配膳対応をやめるとかだけの人もいますが、それは対象ではないっていうことですか。

佐藤委員 アレルギーの解除については、Fのその他の配慮・管理事項のところに記載すれば良いと思う。
田中先生にお聞きしたいのですが、年度途中で複数のアレルギーがあって、学校生活管理指導表をまず出してもらって、一つの食材が解除になったっていう場合は、その年度に取った学校生活管理指導表を病院に持っていき解除したことを記載してもらうことはありますか。

田中委員 実際やってます。後で追記したり。

佐藤委員 市民病院はすごくちゃんと書かれていますが、クリニックの関係では、学校生活管理指導表で読み取れない記載

があります。田中先生のお話を聞いたら、年度で変わる場合に、その子がもうアレルギーの対応の学校生活管理指導表を出さなかったという場合、その子はアレルギー対応が必要ないというふうに判断してよいのですか。

田中委員 介入が必要ない、介入するかしないかです。アレルギーの体質は残りますから。

佐藤委員 継続の申請書を提出時に、学校生活管理指導表もその継続申請も出さなかったということは、アレルギーの解除をしたけど対応の必要がないっていうことで、学校としては基本対応しなくてもよいということになるのですね。

田中委員 細かいところまで言うと、体調不良時に症状が出ることもあるかもしれない。運動した時に誘発されるケースもある。逆戻りすることも実はある。対応に医者による差が出るような所があると思う。

佐藤委員 いろいろな病院からの診断書があり、細かいところまで把握しきれないような記載になっていたりするので、記載例みたいなものが必要かどうか。

田中委員 医療が全体で一定のレベルが持てればよいのですが、正直、専門医と非専門医の差があると思う。実際に市民病院で診察をとなると選定療養費があります。いつも診ていただいているクリニックから紹介状があれば発生しないのですが、学校から市民病院とか、専門性の高い人に診断はハードルもあります。

楠委員長 学校生活管理指導表のところでいろいろご意見をいただきました。関連して何かありましたらお願いします。

後藤委員 この対応するという前提のところから、方針、やり方を示していただいています。どの学校でも、食物アレルギーに関する調査を、年度当初にとって、その保護者が対応を希望するしないの調査を行っていますが、市としては今までの様式をそのまま使うという考えですか。

勝山課長 基本的に今まで過去で使われていたものは、それを生かす形としたいと思います。

後藤委員 アレルギーがあるけれども、保護者が希望しない。医師

にもかかったことはないっていう。そのような時に、学校としては、医師の判断、確認が欲しいと思いますのでできれば診察を受けてくださいっていう。パターンもありますが、お願いはその都度しているのですが、市として方針があるとありがたいなというところも思っています。

兼子委員 平成28年度に市から出されている文書には、質問事項に保護者が、管理を希望しますかとあり、希望する場合には学校生活管理指導表を渡すというようなフローチャートがあったので、このような文書を出していただくと間違いはないかなと思います。

勝山課長 整理させていただきます。

楠委員長 せっかくの機会ですので、学校給食について何かご意見、ご質問等ありましたらいただきたいなと思います。まだ発言がない方をお願いしてもよろしいでしょうか。

川出委員 どの学校についても、アレルギーの対応が必要だということが、よくわかりました。学校給食だと、たくさんの人数を管理する必要があります。アレルギー対応ということになると、人の管理も必要になりますし、物の管理も必要になってきます。誰が対応しても確実にできるやり方を考えていただけるといいかなと思います。

森木委員 私も、救急の分野なので、どういう食物、飲み物がアレルギーになるっていうことは概ね理解しています。ここまで細かく管理されているっていうのは知りませんでした。急変時にどのような対応をされるかに関心があって、そういうお話も、今日はされるのかなと思っていました。

エピペンの管理は児童、生徒さんがご自身で管理されていますか。それとも先生方が管理されていますか。

また、いざ、エピペンを処方されている子がアナフラキシーショックを起こした場合の対応は、定期的に訓練をしていらっしゃるのか、救急としては心配です。本当に万が一の時に一番ダメなのは、本来使うべき時にエピペンが使われなかったことだと思うので、管理、訓練

されているかお聞きしたいです。

楠委員長
丹羽委員

管理と訓練について小学校、中学校でどうですか。
小学校では、本人が1本処方か2本処方かもありますが、基本的には職員室でエピペンを保管しています。
緊急時に対応する人や連絡する人などが、他の人に処方されたエピペンと本人のエピペンを間違えるといけな
いので、本人の顔写真とエピペンがセットになって職員
室の指定された場所に置いてあります。

先日の校外学習では、本人または担任がエピペンセット
を持つこととしてあるので、班別行動の場合は本人が、
低学年でみんなで一緒に行くときは担任が、エピペンセ
ットを持っています。

研修は、どこの学校も年に1回は行っています。緊急時
にはどのような対応をするのか、誰が何のアレルギーが
あって、エピペンは誰が持っているのかを全教職員が把
握しています。給食は複数の教職員で対応することとな
っているのです、保護者から盛付表が戻ってきたときは、
担任と養護教諭など複数で確認をしています。

アレルギーのある子について、学校でアレルギー対応を
する日は、配膳時に担任と誰がアレルギーのある子の無
配膳を確認するのかを全教職員が把握しています。

基本的には、エピペンを打つ練習もするので、エピペン
トレーナーを取り寄せて、全教職員がエピペントレーナ
ーを使って打つ練習をアレルギーのある子の対応手順
の確認を兼ねて行っています。

兼子委員

中学校でもだいたい同じように年度当初のシミュレー
ション研修でやっています。市でアレルギー対応のマニ
ュアルがありますので、マニュアルに沿って基本的に練
習、訓練をしています。日々は、生徒が自分で確認でき
るようになっていくことを意識しながら、複数で確認し
たり、教室に除去の対応が書かれた盛付表を掲示したり
、全校の状況が確認できる盛付表を職員室に掲示したり
、いろいろ工夫をして、できるだけ誤食のないように
は配慮しています。

楠委員長

どこの学校も、多分1回は研修をしています。

森木委員 例えば、担任の先生方は、「あ、この子はエピペンを持っているな」ってすぐにピンとくるレベルで把握していますか。

後藤委員 担任は必ず把握していて、給食の時に担任の近くで食べたり、配慮が必要な日は、離れて食べるとかあります。

森木委員 安心しました。
救急救命士は本人にエピペンが処方されている場合で、本人が自分でエピペンを投与することができない場合に限って、投与することができるのですが、かなり前の事案で、小牧市ではないのですが、エピペンは処方されていたものの、エピペンの使用期限が切れていたという事例がありました。

わたしもエピペン投与後の傷病者に対応したことはあるのですが、現場で投与したことはありません。救急救命士としても稀な事案なので緊張します。ましてや、まだこれから未来になる若い子なので。本来なら救急救命士が使用期限、本人に処方されていることを確認してから打ちます。先生方をお願いしたいのは、定期的にそのエピペンを見る機会があるのであれば、使用期限の確認をお願いしたいです。

今回の趣旨からは離れてしまうかもしれませんが、消防目線で言うと、そういうことが気になって。

田中委員 自己責任で、自分で打つのは仕方ないですけど、それを他人、第三者が依頼されても打てない。学校でもそういうことが生じる可能性があるのも、なんで先生打ってくれなかったのですかっていうことなになってしまうので。

森木委員 せっかくエピペンが処方されている環境にありながら、先生方がエピペンを打てなかった場合、救急救命士さんお願いって言われて、よし、打とうってなった時に、使用期限が切れているから打てないということが生じてしまいます。打てば症状が改善するのがわかっていながら。これは絶対にさけなければいけません。使用期限

等も定期的確認していただけると助かります。

楠委員長 学校でも見ていきたいなというふうに思っております。
その他はよろしかったでしょうか。

事務局から

- ・後日、市教育委員会が基本方針の決定・諸規定の変更の決定
- ・決定後に、各委員に基本方針・諸規定を送付
- ・第2回の委員会は、令和8年1月以降、議題は、ヒヤリハット事例報告等を予定。

（閉会）